

市第 9 号議案 横浜市介護保険条例の一部改正

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率を改めるため、横浜市介護保険条例を一部改正します。

2 改正の概要

平成 27 年 4 月 10 日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、4 月から消費税による公費を投入して低所得の第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料軽減強化を行うこととされたことから、保険料軽減の対象者について、軽減後の保険料額に改めます。

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料率の改定 (第 4 条)

区分	現行	改正後
介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者	32,340 円	28,750 円

(2) 平成 27 年度から平成 29 年度までの普通徴収に係る各納期の保険料納付額の改定 (第 6 条第 1 項)

区分	期	現行	改正後
横浜市介護保険条例 第 4 条第 1 号に該当する者	6 月期の納付額	3,270 円	2,920 円
	7 月期から 3 月期までの納付額	3,230 円	2,870 円

3 改正後の第 6 期介護保険料

段階	対象者	第 6 期 (平成 27 ~ 29 年度)				被保険者数 (H28)
		割合	軽減前 年間保険料 (月額換算)	軽減後 年間保険料 (月額換算)	割合	
第 1 段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	0.45	32,340 円 (2,690 円)	0.40	28,750 円 (2,390 円)	31,161 人
第 2 段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が 80 万円以下	0.45	32,340 円 (2,690 円)	0.40	28,750 円 (2,390 円)	132,860 人
第 3 段階		0.60	43,120 円 (3,590 円)			44,881 人
第 4 段階	上記以外	0.65	46,720 円 (3,890 円)			45,910 人
第 5 段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が 80 万円以下	0.90	64,690 円 (5,390 円)			143,318 人
第 6 段階 <基準額>		1.00	71,880 円 (5,990 円)			87,921 人
第 7 段階	本人の合計所得金額が	1.10	79,060 円 (6,580 円)			146,333 人
第 8 段階		1.27	91,280 円 (7,600 円)			117,014 人
第 9 段階		1.55	111,410 円 (9,280 円)			52,414 人
第 10 段階		1.69	121,470 円 (10,120 円)			34,018 人
第 11 段階		1.96	140,880 円 (11,740 円)			15,542 人
第 12 段階		2.28	163,880 円 (13,650 円)			9,813 人
第 13 段階		2.60	186,880 円 (15,570 円)			17,397 人
合計						878,582 人

参考

第 5 期 (平成 24 ~ 26 年度)		
割合	年間保険料 (月額換算)	被保険者数 (H25)
0.45	27,000 円 (2,250 円)	28,862 人
0.45	27,000 円 (2,250 円)	117,176 人
0.60	36,000 円 (3,000 円)	38,891 人
0.65	39,000 円 (3,250 円)	40,620 人
0.95	57,000 円 (4,750 円)	137,925 人
1.00	60,000 円 (5,000 円)	77,991 人
1.10	66,000 円 (5,500 円)	115,589 人
1.25	75,000 円 (6,250 円)	127,711 人
1.50	90,000 円 (7,500 円)	50,365 人
1.60	96,000 円 (8,000 円)	32,088 人
1.85	111,000 円 (9,250 円)	14,053 人
2.15	129,000 円 (10,750 円)	8,345 人
2.45	147,000 円 (12,250 円)	14,380 人

4 施行予定期日

公布の日から施行し、平成 27 年度分の保険料に適用します。